

平成27年度 財政健全化判断比率等

平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について公表します。

1. 健全化判断比率

指 標	比 率	早期健全化基準	財政再生基準	用 語 の 説 明
実質赤字比率	—	14.74%	20.0%	一般会計の赤字の程度を示し、財政運営の悪化の度合いを示すもの
連結実質赤字比率	—	19.74%	30.0%	すべての会計の赤字や黒字を合算し、町全体としての財政運営の深刻度を示すもの
実質公債費比率	8.1	25.0%	35.0%	地方債償還金等を指標化し、資金繰りの危険度を示すもの
将来負担比率	54.8	350.0%		地方債残高など将来支払う見込みの負担等がどれだけあるかを指標化し、将来の財政運営を圧迫する可能性の度合いを示すもの

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字のため「—（該当なし）」で表示しています。

2. 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
北部簡易水道事業特別会計	—	20.0%
南部簡易水道事業特別会計	—	20.0%
農業集落排水事業特別会計	—	20.0%
公共下水道事業特別会計	—	20.0%
温泉施設特別会計	—	20.0%
水道事業会計	—	20.0%

※どの特別会計も黒字で資金不足額がないため「—（該当なし）」で表示しています。

財政評価について

「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は、一般会計及び全ての会計において実質収支額が黒字であるため比率はありませんが、引き続き財源の確保や経常経費の削減などに努めていきます。

「実質公債費比率」及び「将来負担比率」は、国が示している基準を下回っており健全なものです。実質公債費比率は、前年度に比べ0.7%減少し、将来負担比率も2.0%減少しました。今後も比率が悪化しないよう、緊急度の高い事業や地域住民の要望を的確に把握した事業の選択により、起債に大きく頼ることのない財政運営に努めていきます。

「資金不足比率」も、全ての会計において決算額が黒字であるため、各会計の経営は良好な状態にあります。引き続き財政基盤の強化に努めます。

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間実施について

夫・パートナーからの暴力や職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性をめぐる人権相談に、人権擁護委員が中心となって電話で相談に応じます。

相談は無料（ただし、通話料は相談者の負担となります）で、秘密は厳守しますので、どなたでもお気軽にご利用ください。

- 日 時 平成28年11月14日(月)から同月20日(日)までの7日間
月曜日から金曜日は、午前8時30分から午後7時まで
土曜日・日曜日は、午前10時から午後5時まで
(平日は岐阜地方法務局人権擁護課に、
土・日曜日は名古屋法務局につながります)
- 受付電話番号 0570-070-810
- 相談担当者 人権擁護委員 法務局職員

上記強化週間以外の日でも、平日午前8時30分から午後5時15分まで相談に応じています。

パソコンや携帯電話からも人権相談を受け付けています。

▶パソコンからは

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

▶携帯電話からは

<https://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

税務署からのお知らせです

税を考える週間
(11月11日～17日)

くらしを支える税

「税を考える週間」では、国民の皆さんに、租税の役割や税務行政に対する理解を深めていただくために、様々な行事を実施します。

国税庁ホームページでは、特集ページを開設し、動画で国税局や税務署の仕事を紹介するインターネット番組「Web-TAX-TV」や、イラスト・グラフを交えながら税の役割を分かりやすく解説したスライドなど、税に関する情報を掲載します。

この機会に、税について考えてみませんか。

国税庁 検索